

山陽小野田市農業委員会

第 2 8 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年 1 0 月 1 0 日午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 1 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦

4. 欠席委員

4	眞 鍋 喜久夫
1 3	森 田 祐 三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第118号 農地法第3条 権利の移動

議案第119号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告 第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第120号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 28 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は真鍋委員と森田委員です。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願いします。 今回議事録の署名は 2 番梶田委員と 5 番前島委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 118 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件です。 議案第 118 号番号 49 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 1 ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 5,986 m²です。位置図は 2 ページ、公図は 3 ページ及び 4 ページをご覧ください 申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 3.3 k m に位置する農用地区域内農地及び第 2 種農地です。 譲受人の耕作面積は、この度の取得面積で約 6 反です。自作です。 権利設定等の事由は、すでに耕作している農地を取得して経営の安定化を図りたい譲受人の要望に、遠方で農地の管理は困難で、すでに耕作を委ねられている譲渡人が応じたものです。 譲受後は水稻、野菜などを栽培する予定です。 贈与による所有権の移転になっております。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。 なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。
10 番	現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。10 月 4 日に事務局 2 名と田中委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。申請地

	の状況は〇〇〇と〇〇〇は圃場整備された田で、耕作中でした。 その他は保全管理中となっていました。 譲受人は農業機械も揃っており、耕作可能です。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 118 号番号 49 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に議案第 119 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 5 条の許可申請は 8 件です。 議案第 119 号番号 119 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 5 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 674 m²です。位置図は 7 ページ、公図は 8 ページ、土地利用図等は 9 ページから 10 ページまでをご覧ください。 申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から西へ約 2.2 k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。 転用目的は、太陽光発電施設の設置です。 申請の理由は、太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を行いたい譲受人の要望に、耕作放棄地となっている農地の有効活用を図りたい譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。 本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。
議長 9 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地は、市道より 2 mほど小高い細長い土地です。 以前は、イノシシ被害でダメになってしまいましたが、〇〇〇〇〇〇〇〇がさつま芋を植えていたことがある場所かと思います。太陽光発電を設置するにあたって特段問題となることはないと思います。以上で報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 119 号番号 119 に賛成の方の挙手を求めます。

	(全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 120 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 119 号番号 120 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 5 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 330 m²です。位置図は 11 ページ、公図は 12 ページ、土地利用図等は 13 ページ及び本日配付した図面をご覧ください。 申請地は、〇〇〇から南へ約 1.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、自己用住宅の建設です。 申請の理由は、子供の成長などにより現住居が手狭となり、また、資金計画も整ったため、この機に自己用住宅を建設したい譲受人の要望に、相続により取得した農地で、維持管理が困難となった譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 10 番	次に現地調査報告をお願いします。 北側が宅地で、西側が保全管理中、南側は畑地で果樹が耕作されていました。東側は市道となっています。申請地の状況は保全管理中でした。雨水処理に関しては道路側溝に排水し、汚水は合併浄化槽で処理します。埋立法面の処理はありません。申請地への進入路の位置は図面東側で幅員は 4 m です。境界につきましては、境界杭と既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 119 号番号 120 に賛成の方の挙手を求めます。
局長	(全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 121 について事務局の説明を求めます。 議案第 119 号番号 121 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 5 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 2,541 m²です。位置図は 14 ページ、公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページから 19 ペ

ーじまでをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇から北東へ約 1.2 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、宅地分譲 9 区画及び道路です。

申請の理由は、住環境に恵まれ需要が見込まれることから宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、住宅地に囲まれ耕作が困難となった譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は開発許可と同時施行となります。

議長
9 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。従前地の南側に開発を行ったところがあります。その道路を利用して宅地分譲を行うようです。北側に 2 m ほど空いている部分がありますがここに道路を作り、緊急避難道路として利用することでした。東側の〇〇〇との境目に水路があり、そこはそのまま利用することでしたが、用排水ともに支障をきたすことはないとのことでした。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 119 号番号 121 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 122 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 119 号番号 122 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 32 m²です。

位置図は 20 ページ、公図は 21 ページ、土地利用図は 22 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から西へ約 1.0 k m に位置する第 1 種農地です。

転用目的は、農業用水路管理用道路の設置です。

申請の理由は、申請地西側の水路の維持管理のため、既存の法定外公共物を拡幅して農業用水路管理用道路としたい譲受人の要望に、耕作を行っていない譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、贈与による所有権の移転となっております。

	本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、農業用施設が設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行令第11条第1項第2号イに該当し、許可の対象となるものです。
議長 9 番	次に現地調査報告をお願いします。 先ほど事務局より説明があったとおり、農道を拡張して西側の農業用水路に接続して使用するものです。以上で報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第119号番122号に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号123及び番号124については隣接する農地で、事業目的が同一ですので、一括して事務局の説明を求めます。
局長	議案第119号番号123及び番号124について議案書をもとに一括して説明いたします。 議案書6ページをご覧ください。番号123の譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は616㎡です。位置図は23ページ、公図は24ページ、土地利用図は25ページをご覧ください。また、番号124の譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は860㎡です。位置図は26ページ、公図は27ページ、土地利用図は28ページをご覧ください。 いずれの申請地も、〇〇〇から南西へ約2.3kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。 6ページをご覧ください。 転用目的は、太陽光発電施設の設置です。 申請の理由は、いずれも太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を実施したい譲受人の要望に、耕作を中止して荒廃した農地の有効活用を図りたい譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、いずれも売買による所有権の移転となります。 本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。
議長 10 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地調査報告をさせていただきます。周辺の状況は、北側は山林、西側と南側が荒廃地、東側が道路となっています。申請地の状況は荒廃地となっています。雨水処理に関しては自然流下で道路側溝に排水します。埋立法面の処理は埋立が発生しないのでありません。申請地

議長

どうぞ。

11 番

議長

局長

議長

局長

議長

– 8 –

これより採決に入ります。議案第 119 号番号 123 及び番号 124 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次の番号 125 及び 126 についても、隣接する農地で、事業目的が同一ですので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 119 号番号 125 及び番号 126 について議案書をもとに一括して説明いたします。

議案書 6 ページをご覧ください。番号 125 の譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 181 m²です。位置図は 29 ページ、公図は 30 ページ、土地利用図は 31 ページをご覧ください。番号 126 の借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 212 m²です。位置図は 32 ページ、公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページをご覧ください。

いずれの申請地も、〇〇〇から南東へ約 1.1 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

いずれの転用目的も、進入路の設置です。

申請の理由は、いずれも現在の進入路が狭隘で生活に支障を来しているため、新たな進入路を設置したい借受人の要望に、荒廃している農地の一部であり、また、使用する者の利便性を向上する上で必要があるため、貸付人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転及び使用貸借となります。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、造成終了後の昨年 12 月に、農地法の許可を得ずして事業を実施したものです。よって、申請人からは、今後は農地法の遵守する旨の始末書が提出されていることを申し添えます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 先程事務局からもありましたように、現地は既に道路ができており、生活道路であるためやむを得ないと思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 199 号番号 125 及び番号 126 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に報告第 54 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい

て」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 127 の 1 件で、現契約を合意解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 54 号の審議を終わります。

次に、議案第 120 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

次に、議案第 120 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 120 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明いたします。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 86 番から 94 番までの 9 件、21 筆、20,584 m²でございます。ご審議の程お願いします。

質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 120 号は原案どおり決定します。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

次回の現地調査は、11 月 5 日(火) 9 時から、辻村委員、前島委員でお願いします。

第 29 回総会は、11 月 11 日(月) 13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

以上をもちまして第 28 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午前 10 時 15 分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
2 番委員

議事録署名委員
5 番委員